

# 農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第3号

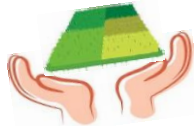
(公財)しまね農業振興公社

(農地バンク)

2019年1月 発刊

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871



## 集落・地域での話し合いで農地を守りましょう!

「リタイアする農家の農地を引き受けてくれる担い手がない」「後継者がいないので、農地をどうしたらいいのか?」—皆さんの地域でも、このような農地の問題を抱えていませんか?

これらの課題は、県内いたるところで耳にします。確かに、これらの課題は、すぐに解決できるようなものではありませんが、地域での話し合いを進めることで解決の糸口が見えてくるのも事実です。



地域での話し合いは、どのように進めていけばよいのでしょうか?  
一般的に以下のようなステップで進んでいきます。



### STEP 1

危機感の共有…地域農業の将来、農家・農地の現状の把握

集落内の農地の現状（農家の年齢や後継者の有無等）などの情報を地図化



### STEP 2

徹底した地域の話合い…担い手をどうするか、農地の活用をどうするかという方向性について話し合います



### STEP 3

具体的な農地集積・集約化の協議、手続き…農地中間管理機構の活用

特に第1ステップの「危機感の共有」は、最も重要で土台となるところです。地域内の農地や農家の現状を具体的に把握し、共有すること、集落・地域の将来について、できるだけ多くの人が意見を出し合い、話し合うことが地域農業の将来を守ることとなります。

こうした一つ一つの取り組みが、農地集積と農村の維持の始まりです。集落・地域内でのちょっとした意見交換、場合によっては、愚痴から始まるかもしれませんが、そんな地域の思いをくみ上げ、行政などの関係者につなげていく「きっかけ」がとても必要なことです。

委員の皆さんからの情報が「きっかけ」となって、関係機関の人たちに伝わり、そして地域の話合いへつながっていきます。

教えて！

# 中間管理事業 Q&A



のうちだして  
る農地出照

(出し手)



のうちうけ  
お農地受雄

(受け手)

今回の Q&A は、国による農地中間管理事業の見直しについてです。

**Q1** 国は、農地中間管理事業のどんなところを見直しするのか？

**A1** 最も大きな見直し点は、地域の話し合いを重視し、「人・農地プラン」を充実させることです。農家ごとに農家の年齢や後継者の有無を地図上に表すなどして、集約の話し合いを進めていくことを推進しています。今回の見直しでは、他にも事務手続きの簡素化などが盛り込まれています。

※「人・農地プラン」とは、地域内の担い手や地権者の状況を明確にし、農地の集約化をどのように進めていくかを記述する計画です。



のうちまもる しゅうご  
農地守・集子

(相談員)



**Q2** 「農地の集約化に話し合いが大事」なんて当たり前のことではないか？

**A1** 農地中間管理事業が始まる時（H26年）には、政府の規制改革会議なども含めてさまざまな方面からの意見が反映されました。その際、農外企業の参入をすすめる場合に、地域内の話し合いが農外企業を排除する方向に働くのではないかと懸念から、話し合いが重視されませんでした。しかし、ほぼ全ての地域で、農地の集約化は地域内の話し合いが基礎になって進んでいるため、今回あらためてその重要性が明確化されたところです。



**Q3** 見直して農地の集約化は進むのか？

**A3** 現在、県内の多くの地域では、担い手が不足しており、農地の集約化は、そう簡単には進まないのも事実です。一方で、条件の悪い中山間地域などでも、地域・集落での話し合いを重ねて、新たな集落営農組織を設立する動きも進みつつあります。農業委員、最適化推進委員の皆さんと当公社（農地バンク）、そして関係機関の協力連携により、農地の集約化に向けた話し合いを推進していくことが重要です。



※農地中間管理事業は、法律で創設5年後に見直すことが規定されており、今年がその年に当たります。

## 編集後記

新年、あけましておめでとうございます。農地中間管理事業にとっては、改正された制度が4月からスタートする年となります。今後、この「農地機構だより」などを通じて、改正のポイントや事業の活用方法などをお伝えしていく予定です。

ご不明な点や質問などがありましたら、お近くの「農地集積相談員」まで遠慮なくお問い合わせください。（MDKS）

